

広島県上下水道部告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

令和八年三月三十日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

一 施行者の名称

広島県（上下水道部）

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業太田川流域下水道

三 事業施行期間

自昭和四十八年一月三十日至令和十三年三月三十一日

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし